

消費税増税に伴い

公共料金や

公共施設の使用料が改定されました

4月からの消費税増税に伴い、公共施設の使用料や公共料金に係る各種改正条例案が3月議会に提出され、可決され成立しました。
このうち、主なものについてお知らせします。



水道・下水道料金

基本料金

	現行	改定後
上水	630円	648円
下水	525円	540円

料金の目安

20～29㎡使用した場合

※一般家庭の平均使用量は約20㎡

	現行	改定後
上水	4,462円～6,762円	4,578円～6,938円
下水	2,625円～3,895円	2,690円～3,994円

6月検針分から改定後の料金となります。

フローラル館施設利用料

基本料金(2時間未満)

カッコ内は利用時間延長1時間あたりの料金

	現行	改定後
休憩室	5,460円(1,365円)	5,720円(1,430円)
研修室1、2	2,730円(683円)	2,860円(1,100円)
会議室	5,460円(1,365円)	6,050円(1,650円)
大ホール(全体)	20,457円(4,095円)	23,100円(6,600円)
大ホール(2室)	13,650円(2,730円)	15,400円(4,400円)
大ホール(1室)	6,825円(1,365円)	7,700円(2,200円)

浴場及びテナントについては、利用料の改定はありません。

このほか、学校施設、公民館、町民体育館、あしびの郷・ちな等の使用料等が改定(消費税相当分)されました。

保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 (84)3153

拡充します

子育て支援出産祝金

町独自の子育て支援策として行っている「子育て支援出産祝金」を4月1日出生分から、2万円つつ増額し制度を拡充します。

祝金の金額

第3子の出産	5万円
第4子 //	6万円
第5子 //	7万円
第6子 //	8万円
第7子 //	9万円
第8子以降の出産	10万円

対象者

- ・新生児の住所登録地が知名町であること
- ・新生児の母親が知名町に住所を有すること
- ・第1子が満18歳未満であること

手続き

印鑑と預金通帳(母親名義)をお持ちになり、保健福祉課にお越しください。



1割負担の特例措置が見直されます

70～74歳の方の医療費の窓口負担が段階的に見直されます

○4月2日以降に70歳になる方

70歳の誕生月の翌月(各月1日が誕生月の場合はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。

○4月1日までに70歳になられた方

4月以降も窓口負担は1割のままです。

※ただし、一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

2年ごとに見直しがあります

後期高齢者医療保険料率が変わります

医療費の支出が年々増えていること等により、平成26、27年度の保険料率が次のとおり引上げられます。

	変更前	変更後
均等割額	48,500円	51,500円
所得割率	9.05%	9.32%
年間負担限度額	550,000円	570,000円

お問い合わせは、保健福祉課又は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合(099(206)1329)まで。